

令和5年葛巻町議会6月会議 会議録

令和5年6月7日（水）

午前9時58分 開議

【再 開】

・町民憲章朗唱

【 会議録署名議員の指名 】 1

日程第1 会議録署名議員の指名

【 報告第2号～第3号上程、報告 】 1

日程第2 報告第2号 令和4年度葛巻町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第3 報告第3号 葛巻町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例制定の専決処分の報告について

【 承認第1号～第2号上程、承認 】 2

日程第4 承認第1号 葛巻町町税条例の一部を改正する条例制定の専決処分に関し承認を求めることについて

日程第5 承認第2号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の専決処分に関し承認を求めることについて

【 議案第22号～第24号上程、説明】 4

日程第6 議案第22号 令和5年度葛巻町一般会計補正予算（第1号）

日程第7 議案第23号 旧葛巻町役場庁舎等解体撤去工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて

日程第8 議案第24号 五日市保育園整備工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて

令和5年葛巻町議会6月会議 会議録（第1号）

告示年月日	令和5年6月5日（月）					
再開年月日	令和5年6月7日（水）					
会議の場所	葛巻町役場					
会議年月日	令和5年6月7日（水） 開議 9時58分 散会 10時37分					
議員出席状況 （凡例） ○ 出席 △ 欠席 遅 遅刻 早 早退	議席番号	議員氏名	出席の有無	議席番号	議員氏名	出席の有無
	1	下屋敷 幸男	○	6	鈴木 満	○
	2	遠藤 裕樹	○	7		
	3	近藤 聖	○	8	辰柳 敬一	○
	4	山崎 邦廣	○	9	姉帯 春治	○
	5	柴田 勇雄	○	10	高宮 一明	○
会議録署名議員	3番	近藤 聖		6番	鈴木 満	
会議の書記	議会事務局長	松尾 さゆり			金子 桂子	

地方自治法 第121条 により説明 のため出席 した者の職 ・氏名	役職名	氏名	役職名	氏名
	町長	鈴木 重男	健康福祉課長	触澤 誉
	副町長	觸澤 義美	農林環境エネルギー課長 兼農業委員会事務局長	
	教育長	鹿崎 良宏	建設水道課長	
	農業委員長		教育委員会教育次長 兼こども教育課長	石角 則行
	代表監査委員		まなび交流課	
	政策秘書課長	波紫 徳彰	病院事務局長	
	総務課長	松浦 利明		
	いらっしやい葛巻推進課長			
会計管理者兼 住民会計課長	坂待 典子			
議事日程	別紙のとおり			
会議に付した事件	別紙のとおり議事日程と同じである			
会議の経過	別紙のとおり			

(開議時刻 9時58分)

議長 (高宮一明君)

朝のあいさつをします。

おはようございます。

ただいまから、令和5年葛巻町議会を再開します。

本日の会議に先立ち、葛巻町町民憲章の朗唱を行います。事務局長に主文を先導して朗読させますので、引き続き、全員で朗唱願います。町民憲章のしおりを準備の上、ご起立願います。

議会事務局長 (松尾さゆり君)

それでは、朗読いたしますので、引き続き朗唱ください。

葛巻町民憲章。

第1章、幸せな輝かしい未来のために、たくましい体力と気力、知性と創造性に満ちた人を育てる、教育の町づくりにつとめます。

第2章、明るく楽しい生活のために、きまりを守り、温かい心をもって、互いに助けあう、福祉の町づくりにつとめます。

第3章、豊かな美しい郷土のために、自然を愛し、資源の活用に、力を合せて生き生きと働く、産業の町づくりにつとめます。

議長 (高宮一明君)

ご着席ください。

以上で、葛巻町民憲章の朗唱を終わります。

これから、令和5年葛巻町議会6月会議を開きます。

ただいまの出席議員は、9名です。

定足数に達していますので、会議は成立しました。

なお会議日程は本日一日間とします。

議事日程は、お手元に配布したとおりです。

これから、本日の議事日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、葛巻町議会総合条例第120条の規定により、議長から、3番、近藤聖君 及び6番、鈴木満君を指名します。

次に、日程第2、報告第2号令和4年度葛巻町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長

総務課長 (松浦利明君)

お疲れ様でございます。

議案集の1ページをお願いいたします。報告第2号令和4年度葛巻町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてでございます。

地方自治法施行令第146条第2項の規定によりご報告申し上げます。

2ページをお願いいたします。先の令和5年3月の定例会議におきまして、議決をいただきました繰越明許予算全11事業につきまして、総額8億2,554万8,000円を令和5年度に繰越したものでございます。事業の進捗状況でございますが、すでに7事業が発注済になっておりまして、うち2事業がすでに完了しているものでございます。以上で報告2号の説明を終わらせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

議長 (高宮一明君)

これで、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑に入ります。報告第2号、令和4年度葛巻町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について質疑があればこれを許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

報告第2号、令和4年度葛巻町一般会計繰越

明許費繰越計算書の報告についてを終わります。

次に、日程第3、報告第3号、葛巻町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例制定の専決処分の報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

政策秘書課長

政策秘書課長（波紫徳彰君）

お疲れ様でございます。

それでは、議案集3ページをお願いいたします。

報告第3号、葛巻町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例制定の専決処分の報告についてでございます。

葛巻町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例制定につきまして、地方自治法第180条第1項及び葛巻町議会総合条例第9条第6号の規定により、専決処分いたしましたので、同法第180条第2項の規定によりご報告するものでございます。

4ページをお開き願います。

専決処分書でございます。令和5年3月31日付けでの専決処分であります。

5ページをお開き願います。葛巻町条例第10号葛巻町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例であります。子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴いまして、引用しております子ども・子育て支援法に条項ずれが生じたことから、所要の整理を行うものであります。附則であります。この条例は、令和5年4月1日から施行するものでございます。以上説明を終わらせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

議長（高宮一明君）

これで、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑に入ります。

報告第3号、葛巻町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例制定の専決処分の報告について質疑があれば、これを許します。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり。）

これで質疑を終わります。

報告第3号、葛巻町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例制定の専決処分の報告についてを終わります。

次に、日程第4、承認第1号、葛巻町町税条例の一部を改正する条例制定の専決処分に関し承認を求めることについてから、日程第8、議案第24号、五日市保育園整備工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてまでの5議案を、一括議題とします。

順次、提案理由の説明を求めます。

政策秘書課長

政策秘書課長（波紫徳彰君）

それでは、順次ご説明をさせていただきます。議案集と議案資料をご準備いただきたいと思っております。議案集6ページをお開き願います。

承認第1号、葛巻町町税条例の一部を改正する条例制定の専決処分に関し承認を求めることについてでございます。葛巻町町税条例の一部を改正する条例制定につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりご報告申し上げ、議会のご承認をお願いするものでございます。

7ページをお開き願います。専決処分書でございます。令和5年3月31日付けでの専決処分であります。

8ページをお開き願います。葛巻町条例第11

号葛巻町町税条例の一部を改正する条例であります。説明につきましては、その要旨を整理しております議案資料で行わせていただきます。

議案資料1ページをお開き願います。

1改正の趣旨でございますが、地方税法及び関係政省令等の一部改正が令和5年3月31日に公布されたことを受けまして、所要の改正を行うものでございます。

2条例改正の背景でございますが、家計の資産を貯蓄から投資へと積極的に振り向け、資産所得倍増につなげるための措置のほか、自動車関係の地方税法の法改正を受けましての一部改正であり、税目ごとの改正のポイントにつきましては議案資料に記載しておりますので、お目通しいたきますようお願い申し上げます。

附則でございますが、この条例は令和5年4月1日から施行するものであります。附則第1条各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行するものであります。

併せまして、経過措置につきまして議案集12ページ以降に記載しているほか、議案資料その2として、条例文の新旧対照表をお配りしておりますので、お目通しいたきますようお願い申し上げます。

続きまして、議案集14ページをお開き願います。承認第2号、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の専決処分に関し承認を求めることについてでございます。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、ご報告申し上げます。議会のご承認をお願いするものでございます。

15ページをお開き願います。専決処分書でございます。令和5年5月8日付けでの専決処分

であります。

16ページをお開き願います。葛巻町条例第12号職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例であります。令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行し、同日付で人事院規則が改正されたことを受けまして、本町におきましても特例措置を廃止しようとするものでございます。

附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

続きまして、議案集18ページをお開き願います。議案第23号、旧葛巻町役場庁舎等解体撤去工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてでございます。地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

工事の名称、旧葛巻町役場庁舎等解体撤去工事。工事の場所、葛巻町葛巻第16地割1番地1。契約の方法、指名競争入札。契約金額、1億3,750万円。契約の相手方、八幡平市の株式会社遠忠でございます。

議案資料7ページをお開き願います。工事の内容でございますが、新庁舎建設工事2期工事の建設予定地にある既存施設を解体撤去しようとするものであり、対象の建物は、旧役場庁舎、総合センター、保健センターの3施設、いずれも鉄筋コンクリート造及び公用車車庫鉄骨造。延床総面積は、約5,770平米のほか、地下埋設されている合併処理浄化槽及び油タンク、敷地内の埋設配管や升類を撤去するものでございます。工事の期限でございますが、令和5年12月28日とするものでございます。

続きまして、議案集19ページをお開き願います。議案24号五日市保育園整備工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてで

ございます。地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

工事の名称でございます、五日市保育園整備工事。工事の場所、葛巻町江刈第25地割54番地3。契約の方法、指名競争入札。契約金額、8,580万円。契約の相手方、八幡平市の株式会社遠忠でございます。

議案資料8ページをお開き願います。工事の内容でございますが、木造平屋建て、延べ床面積約212平米。保育室3室のほか、遊戯室、事務室、調理室、トイレ等を整備するものであります。

主な施設の特徴としましては、整備場所を五日市小学校敷地内とすることで、保小連携を推進するとともに、水害に対するリスク軽減を図るほか、施設本体においては、町産材を利用し外光を多く取り入れたぬのくもりのある明るい空間形成に努めたところであります。工事の期限でございますが、令和6年2月19日とするものでございます。

以上、承認2件、議案2件の説明を終わらせていただきます。慎重ご審議のうえ、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

総務課長

議長（高宮一明君）

はい、総務課長。

総務課長（松浦利明君）

それでは、一般会計補正予算書をお願いいたします。

議案第22号令和5年度葛巻町一般会計補正予算第1号でございます。

第1条歳入歳出予算の補正でございます。歳入、歳出それぞれ264万4,000円を増額いたし

まして、予算の総額を、歳入歳出それぞれ、71億4,661万5,000円とするものでございます。

6ページをお願いいたします。今回の補正予算は、食費等の物価高騰に直面し、影響を受けている低所得の子育て世帯の生活を支援するため、国が令和5年3月に予備費で措置したものでございまして、それを受けて速やかに子育て世帯生活支援特別給付金を交付しようとするものでございます。

7ページをお願いいたします。特別給付金につきましては、児童手当受給世帯でかつ住民税が非課税の世帯に交付するものでございまして、児童生徒一人あたり、5万円、52世帯、合計260万円を見込んでいるものでございます。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。慎重ご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長（高宮一明君）

これで、提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております、承認第1号から議案第24号については、葛巻町議会総合条例第46条第3項の規定により、輝くふるさと常任委員会へ審査を付託しないこととしたいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり。）

異議なしと認めます。

はじめに、承認第1号、葛巻町町税条例の一部を改正する条例制定の専決処分に関し承認を求めることについての質疑に入ります。質疑ありませんか。

柴田議員

5番（柴田勇雄君）

はい、町税条例の一部改正について質問をさせていただきます。

今回、一部改正では色々なものがありましたけども、その中で森林環境税の、来年度から、これが導入されることに伴いましての条例で定めなければならない手続き上の改正、追加改正等があるようでございます。

それで、当町の森林環境税が課税になるといたしますと年間どのくらい、一人1,000円と承知しておりますが、県民税の部分が500円、町民税の部分が500円というふうに認識をしているところでございますが、年間どのくらいの額になるのかおたずねをいたしたいと思っております。

と同時に、これがまた薄く広い追加課税という性格を持っているわけでございますが、こういったような新しい森林環境税、実際に課税になるわけでございます。今では、復興の特別住民税が同じく1,000円の課税があるわけでございますが、来年度からは森林環境税に移り変わるといふようなことの認識でございまして、こういったような広報が必要ではないのかなと思っておりますが、これらの町民への広報、周知どのような図り方をやっていくのかをお伺いをいたしたいと思っております。以上です。

住民会計課長

議長（高宮一明君）

住民会計課長。

住民会計課長（坂待典子君）

ただいまの質問にお答えしたいと思います。

まず初めに、森林環境税でございますけれども、個人住民税の均等割6,000円部分のうちの1,000円、こちらが、森林環境税になるものでございます。

森林環境税の均等割、住民税の均等割の課税

人数ですけれども、令和5年の当初賦課の段階で、約2,400人ほどの課税人数がございまして、

一人当たり1,000円かけて、あとだいたい徴収率ですが、99%を見込みまして、年間で2,300万円ほどの収入見込みになるものと思われま

す。また、こちらの森林環境税の周知方法、広報についてでございますが、新たな税目ということもありまして、その創設された経緯、納めた税が町に森林環境譲与税として交付されること、あと森林整備等の事業に使用されることなどを含め、周知していきたいと思っております。周知方法につきましては、広報、くずまきテレビの利用や、2月から3月の申告時におきまして税制改正のお知らせをしておりますので、それに合わせて、また、納税通知書を送付する際にチラシを同封することなどを考えております。以上でございます。

議長（高宮一明君）

柴田議員。

5番（柴田勇雄君）

はい、分かりました。

特に、広報、周知については、万全を期して町民の方々にやっていただきたいということでございます。

それから、この森林環境税が本格的に来年度からこのように1,000円ずつの均等割に上乘せになってくるというふうなことでございまして、この反対側を見ますと町には、森林環境譲与税というのが入ってくるわけでございますが、来年度からこの森林環境譲与税も基準の満額譲与になると私は思っておりますが、この森林環境譲与税の満額となる譲与はどの程度の額になるのかお伺いをいたしたいと思っております。

議長（高宮一明君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

お答え申し上げます。

今後の森林環境譲与税が、どのような額が想定されるかということではありますが、令和6年ではありますが、5,830万円になるものでございまして、令和5年度は、4,850万円ほどでございまして、1千万円ほど多くなる見込みとなっているものであります。以上であります。

議長（高宮一明君）

柴田議員。

5番（柴田勇雄君）

そうしますと、ただいまの答弁にありましたとおり、今年度4,800万円ちょっとですね。

そうしますと、今の答弁のとおり1千万円ぐらゐの増額になりますよというようございませう。これは、今後ずっと継続していくわけでしょうけども、だいたいこの5,830万円が譲与されるというような認識でいいのかどうか伺いをいたしたいと思ひます。

議長（高宮一明君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

今後の交付される額の見込みということでは、各年度の譲与税の額が現段階で示されておりますが、その額は、令和6年度に交付されます5,830万円では、現段階では令和16年度までの期間は同額で交付される見込みとなっているものであります。

議長（高宮一明君）

柴田議員。

5番（柴田勇雄君）

はい、分かりました。

この森林環境譲与税の部分では、林野率によって割増し補正があると認識しておりますが、当町の場合は、この85%以上の市町村の場合は1.5倍の割増しがあるというふうには認識しておりますし、あと75%から85%未満については1.3倍。今の額は、このどちらの補正方法によっての割増しになっているのか伺いをいたしたいと思ひます。

議長（高宮一明君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

お答えいたします。

その交付割合でございませうが、森林面積の比率によってさきほどお話いただいたような内容になっておりますが、葛巻町の場合は、85%以上の1.5の率になる見込みでありまして、その率で計算しておるものでございませう。以上であります。

議長（高宮一明君）

柴田議員。

5番（柴田勇雄君）

はい、分かりました。

そうしますと、これも来年度からこのような譲与税になってきますので、この譲与税の主体はどちらかといいますと基金への積み立てが多分多く積み立てられるであろうと思ひますが、こういったような活用方法については、基金のみならず森林の持つ良さを十分に発

揮できるような、この基金の在り方、そしてまた活用の方法をぜひ実現をしていただきたい。

そして、当町が林業を基幹産業としておりますので、こういったような部分で十分に譲与税が役立っているということを全国に知っていただくような方策をぜひ実現していただきたい。このように思うわけですが、その辺については町長のご答弁をお願いいたします。

議長（高宮一明君）

はい、町長。

町長（鈴木重男君）

町長の答弁ということですが、まさにそのように考えておまして、今回の森林環境税、山に帰すということを協議していきたい。

いろんな活用の仕方もあり、すでに色々な活用もされているわけでありまして、都市部と我々山村地域におきましては、活用の仕方違うわけでありまして、全ての環境税が山へ帰る、健全な山を造るという方向に今後も強く国に対して要望して参りたいというふうに思っているところであります。

葛巻には、5,830万円でありまして、山林の無い都市部にはもっと高額の予算が配分されているところもありまして、こういったところも今後、是正をしていただきながら、山にしっかり帰す、そういうことを基本にしますので、拙速な活用の仕方をしない。わずかな期間ではあっても基金にも積み立てながら、有効な活用をして参りたい。というふうに思っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。よろしくどうぞ。

議長（高宮一明君）

ほかに。

（「なし」の声）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

これで討論を終わります。

これから、承認第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。承認第1号、葛巻町町税条例の一部を改正する条例制定の専決処分に関し承認を求めることについてを、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

賛成全員です。

したがって、承認第1号、葛巻町町税条例の一部を改正する条例制定の専決処分に関し承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

次に承認第2号、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の専決処分に関し承認を求めることについての質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声）

これで討論を終わります。

これから承認第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。承認第2号、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の専決処分に関し承認を求めることについてを原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。したがって承認第2号、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の専決処分に関し承認を求めることに

については、原案のとおり承認されました。

次に議案第 22 号、令和 5 年度葛巻町一般会計補正予算第 1 号について、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

これから議案第 22 号を採決します。

この採決は起立によって行います。議案第 22 号、令和 5 年度葛巻町一般会計補正予算第 1 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。したがって議案第 22 号、令和 5 年度葛巻町一般会計補正予算第 1 号は、原案のとおり可決されました。

次に議案第 23 号、旧葛巻町役場庁舎等解体撤去工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについての質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

これから議案第 23 号を採決します。

この採決は起立によって行います。議案第 23 号、旧葛巻町役場庁舎等解体撤去工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。したがって議案第 23 号、

旧葛巻町役場庁舎等解体撤去工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 24 号五日市保育園整備工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについての質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

これから議案第 24 号を採決します。

この採決は起立によって行います。議案第 24 号、五日市保育園整備工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第 24 号五日市保育園整備工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全て終了し、会議に付された事件は全部終了しました。

以上で、令和 5 年葛巻町議会 6 月会議を終了します。

次回は、7 月第一金曜日の 7 日に再開することとします。ご苦労様でした。

(散会時刻 10 時 37 分)